

国勢調査議員連盟

1. 議員連盟立ち上げ趣旨

総務省の政務経験者の国会議員を中心に、以下を目的として設置された。

- (1) 100年の節目を迎え、令和の御代で初めて行う国勢調査。時代とともに国民意識が変化していく中、原点に立ち戻り、今一度、国勢調査の意義を再認識してもらい、国を挙げての取組を喚起する。
- (2) 公的統計データで最も中核的で根幹となる国勢調査のデータの品質を維持・向上させ、国勢調査とリンケージする各種統計データの有用性を高める。
- (3) 我が国のデータサイエンスとEBPMの普及発展を図り、国民主権下で国勢調査がもたらす社会・経済・行政のサーキュレーションを促進する。

2. 総会日程及び議事

【第1回総会】令和2年2月19日

- ・令和2年国勢調査に向けて（総務省）
- ・民間事業者からの講演

【第2回総会】令和2年6月4日

- ・民間事業者からの講演
- ・地方公共団体から現状について説明
- ・新型コロナウイルスの影響と対策（総務省）
- ・国勢調査100年の提言（案）

3. 提言について

議員連盟で取りまとめた内容について、6月18日に総務大臣に手交

国勢調査議員連盟の提言と対応

令和2年6月4日、自由民主党「国勢調査100年を成功させるデータサイエンス議員連盟」において、以下を内容とする『**国勢調査100年の提言 - コロナを乗り越え、切り拓く新たな100年 -**』を策定

1. 若者から高齢者まで 全員参加の国勢調査とするために

①総務省が取り組んでいる企業・団体への周知広報の協力依頼にあたっては、地域や業種に偏りのないよう、広く協力を求めること。また、特に公共交通機関やコンビニエンスストア等には、国勢調査の実施の周知、回答の促進について、協力を要請すること。

⇒7月に経団連等を通じた企業・団体への広報展開、呼びかけを改めて実施予定

②大学への学生向けの周知要請だけでなく、我が国のデータサイエンスの担い手を育て、その発展に導くため、関係機関が連携し、初等教育、中等教育及び高等教育の各段階で国勢調査の実施について児童、生徒に周知するとともに、親族の回答、なかでもインターネット回答の手伝いや支援を勧奨すること。

⇒7月及び8月に関係機関を通じて学校・生徒への周知を展開予定

2. 対面から非接触へ インターネット回答をスタンダードに

①総務省及び地方公共団体は、国民及び地域住民に対し、公益的な見地と新型コロナウイルスの感染防止の観点から、可能な限りインターネットで回答してもらうよう、広報等を通じて広く協力を呼びかけること。特に、国及び地方公共団体並びに関連団体の職員の世帯においては、インターネット回答100%を目指し、各部局・機関においてその徹底を図ること。

⇒調査世帯への配布書類、広報用CMやHP等の各種媒体を通じて、感染防止のためのインターネット回答推進の呼びかけを実施予定

②地方公共団体においては、新型コロナウイルスの感染防止に最大限の注意を払いつつ、地域の状況に応じて、インターネット回答ブースの設置など、高齢者などの情報弱者とされる方々にインターネットで回答する機会と経験を提供できる環境を可能な限り整備すること。

⇒地方公共団体に対してインターネット回答促進経費を措置（交付）

③企業及び大学においては、社員・従業員及び学生に対し、インターネット回答を勧奨するとともに、市区町村と連携し、高齢者などの情報弱者とされる方々への地域における回答サポートに協力することを呼びかけること。

⇒7月及び8月に経団連や関係機関を通じて周知啓発予定

国勢調査議員連盟の提言と対応

3. コロナを乗り越え、正確な結果を得るため期間の延長を

- ①国勢調査員が行う調査書類の配布及び調査票の回収の期間を延長し、国勢調査員の稼働力を高めることができるようにすること。
- ②調査票を回収した後の市区町村による審査について、事務に要する期間を必要に応じて延長することができるようにすること。なお、これにより国勢調査結果の公表を延期することについて、総務省は関係機関と調整すること。

⇒7月7日、総務省統計局の方針を提示、これを踏まえ、改めて調査期間（調査書類の配布、調査票の回収）の延長、審査期間の延長について照会中

4. ウィズコロナ時代の国勢調査員が誇りと自信をもって活動するために

- ①国勢調査員の感染防止を徹底し、安心して調査活動をしていただけるよう、非接触の調査方法に加え、総務省は、マスク、携帯用の手指消毒液などの防護用品に関し市区町村が手配又は費用弁償をできるよう財政上の措置を行うこと。
- ②総務省は、国勢調査に影響を与えない範囲及び国勢調査員の負担が大きくなる範囲において、新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に対する生活支援・事業助成制度の案内、マスク等の配布などを、国勢調査員が行う調査書類の配布と併せて行うことを特例的に認め、その仕組みについて市区町村に示すこと。
- ③新型コロナウイルス感染症の脅威がある中で活動する国勢調査員に、謂れのない誹謗や中傷を受けることがないよう、社会全体で支援すること。また、国勢調査員を引き受けていただけの方々に対し、総務省から感謝状を贈るなど、敬意と感謝を表するとともに、国勢調査員への励ましや応援など、経済界などの協力を得て、国勢調査員の士気を支え、活動しやすい環境づくりに努めること。

⇒市区町村に対し調査員の保健衛生用品購入に係る経費を措置（臨時交付）

⇒感染症対策に関連する附帯事務の特例について、地方自治体に提示（次頁参照）

⇒広報活動のほか、経済界、教育界を通じて国勢調査員への理解、支援を促す運動を展開予定。調査員全員に感謝状を交付予定

5. 次の100年に向けて切り拓く、新時代の国勢調査への刷新

- ①動員する国勢調査員の員数を少なくしても調査を完遂でき、統計の精度を確保できる調査方法の確立を目指すこと、②新しい情報リソースやツールを活用し、より効率的で効果的な調査の検討に取り組むこと、③ユーザ目線で国勢調査のデータの有効活用を積極的に模索すること

⇒調査終了後に実績評価及び効果検証を行い、次回調査に向けて令和3年度から検討開始（令和4年度：第一次試験調査）**3**

感染症対策に関連する附帯事務の特例

国勢調査においては、国勢調査に附帯した広報又は国勢調査員に他の事務を附帯して行わせることは原則として認めていないが、今般の新型コロナウイルス感染症による社会経済及び国民生活への甚大な影響にかんがみ、以下の事務について特例的に認める

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援又は事業助成の周知
- ② 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大の防止を目的としたマスクその他の保健衛生用品の配布に関する事務に関し、次に掲げる事項を満たすもの
 - 一 国勢調査の事務に支障を及ぼさないこと
 - 二 国勢調査員に大きな負担を与えるものでないこと
 - 三 事業内容について総務省統計局に事前に相談し、了解を得ること

国勢調査の調査書類の配布の際などに、市区町村から感染症対策に関連する情報等を附帯して提供



調査書類



回答確認リーフレットの配布（10/1～10/3）も国勢調査員が全戸を訪問する機会



国勢調査

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

国勢調査のご回答は、できる限りインターネットでお願いたします

●市から新型コロナウイルス感染防止に関する生活支援金・事業助成金のお知らせ

世帯の皆様へ

■ 給付金は お受け取りになられましたか？ 申請は ●月●日までです。

緊急小口資金の特例貸付のご案内

① **タイアップ型**
国勢調査用品※に市区町村独自情報をタイアップして周知

※『新型コロナウイルス感染症対策世帯周知用リーフレット』の版下を総務省から市区町村に提供（タイアップ可）

市区町村独自

新型コロナウイルス感染防止に関する生活支援金・事業助成金のお知らせ

世帯の皆様へ

■ 給付金は お受け取りになられましたか？ 申請は ●月●日までです。

緊急小口資金の特例貸付のご案内

個人事業主の皆様へ

持続化給付金、養育支援給付金の申請はお済ですか？

持続化給付金

養育支援給付金

② **単独型**
市区町村独自情報のチラシ等を配布又はマスクなどの保健衛生用品を配布

注) 市区町村の非常勤職員として任命するなど、身分等について適切に取扱うことが必要